

取引・証明用の「はかり」と家庭用の「はかり」

取引・証明用の「はかり」とは

取引・証明に使用する「はかり」は、正しい値を示すことができるかどうかを国や都道府県が検査したのを使います。この検査を「検定」といい、検定に合格したはかりには「検定証印」が付されます。また、検定のほかに、指定製造事業者が製造し自ら検査したはかりには「基準適合証印」が付されます。

※ 取引・証明に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」の付いたものを使用しなければなりません。



検定証印



基準適合証印

家庭用の「はかり」とは

家庭で使用するはかりは取引・証明に使用するためのものではなく、家庭内での調理材料の計量や体重測定等に使用されることを想定しています。そのため、家庭用の基準は、取引・証明用の基準より緩やかな基準になっています。家庭用の「はかり」には次のような表示が付されています。

※ 家庭用の「はかり」を取引・証明用として使用することはできません。



家庭用計量器のマーク